

# 経営健全化計画完了報告書

京 都 府 京 都 市  
京都市高速鉄道事業特別会計

## 第1 経営健全化計画の平成29年度実施状況

平成29年度については、一般会計からの補助金が前年度に比べ大きく減少する厳しい状況の中、「地下鉄・市バスお客様1日80万人」の目標を掲げ、新たに民間団体とも連携した公共交通の利用促進に取り組んだことなどにより、1日当たりのお客様数が前年度に比べ8千人増加したことや、駅ナカビジネス収入では目標の10億円を1年前倒して達成したことなどから、経常損益は、前年に比べ減少したものの3年連続の黒字を確保することができた。また、現金収支（償却前損益）についても94億円の黒字を確保することができた。

この結果、「解消可能資金不足額」を控除した後の、財政健全化法に定める資金不足は生じなかった。

また、現在のお客様数の規模を維持することが前提ではあるが、現在の現金収支（償却前損益）の黒字の規模を今後とも維持できる見通しが立ち、資金不足比率が安定的に経営健全化基準（20%）を下回る見込みとなったため、計画よりも1年前倒して経営健全化団体から脱却することとなった。

### 1 計画と具体的な措置の状況

#### (1) 収入増加策

ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、新たな増客目標「地下鉄・市バスお客様1日80万人」を掲げ、民間団体にも参画いただく新組織「チーム『電車・バスに乗るっ』」を設立し、民間の鉄道やバスも含めた京都の公共交通全体の利用促進に取り組んだ。また、全庁組織である「地下鉄・市バスお客様1日80万人推進本部」の下、地下鉄東西線開業20周年記念事業など駅周辺での観光・集客イベントを開催したほか、大学・企業と連携した駅構内への芸術作品の展示や地下鉄・市バス応援キャラクター「太秦萌」等を活用した様々なPR活動など、地下鉄の魅力向上に努めた。

駅ナカビジネスについても、新たに「コトチカ北大路」を開業するなど、更なる増収と駅の賑わい創出を図った。

さらに、お客様に安心・安全・便利に御利用いただけるよう、烏丸線ホームにおける車掌用モニター設備の増設や駅出入口へ止水板を設置したほか、地下鉄・バス1日券等の値下げやIC定期券の運用開始などの取組を推進した。

これらの取組の結果、1日当たりのお客様数は38万7千人と、前年度に比べ8千人増となり、駅ナカビジネス収入も計画の目標である10億円を1年前倒して実現したことなどから、運輸収益と駅ナカビジネス等の附帯事業収入を合わせた営業収益についても計画を8億円上回る279億円となった。

#### (2) コスト削減策

安全に十分留意したうえで地下鉄設備の更新期間の延長をはじめとした徹底したコスト削減に努めた。

#### (3) 一般会計等からの支援

計画に基づき、経営健全化対策出資金を繰り入れた。また、市バス事業から、経営健全化を財政面から支援するための出資金を受け入れた。

## 2 資金不足額解消の状況

(単位 億円)

区 分		計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成 21 年度)	第二年度 (平成 22 年度)	第三年度 (平成 23 年度)	第四年度 (平成 24 年度)	第五年度 (平成 25 年度)
資金不足 解消額	当初計画 A		17	1	26	39	46
	解消実績額 B 又は 現在計画 C		46	86	40	60	16
	B-A 又は C-A		29	85	14	21	△30
資金不足額 ( 解消可能資金 不足額控除後)	計 画		293	291	265	227	181
	実績額		310	264	178	138	78
資金不足額	計 画		311	311	311	311	311
	実績額		310	310	309	309	309

区 分		第六年度 (平成 26 年度)	第七年度 (平成 27 年度)	第八年度 (平成 28 年度)	第九年度 (平成 29 年度)	第十年度 (平成 30 年度)
資金不足 解消額	当初計画 A	13	61	52	△12	67
	解消実績額 B 又は 現在計画 C	24	69	40	△32	—
	B-A 又は C-A	11	8	△12	△20	—
資金不足額 ( 解消可能資金 不足額控除後)	計 画	168	107	55	67	0
	実績額	38	0	0	0	—
資金不足額	計 画	311	309	308	305	303
	実績額	309	309	309	309	—

注1 「当初計画 A」は、経営健全化計画の金額である。

注2 億円未満の端数処理により、合計等が一致しない箇所がある。

注3 資金不足解消額の平成 25 年度「実績額 B」が「当初計画 A」を下回ったのは、計画で見込んでいた 5%相当の運賃改定を見送ったためである。

## 3 資金不足比率の状況

(単位：%)

区 分	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成 21 年度)		第二年度 (平成 22 年度)		第三年度 (平成 23 年度)		第四年度 (平成 24 年度)	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	133.5	126.8	114.5	125.7	76.2	114.0	57.8	96.9	31.9

区 分	第五年度 (平成 25 年度)		第六年度 (平成 26 年度)		第七年度 (平成 27 年度)		第八年度 (平成 28 年度)		第九年度 (平成 29 年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	73.6	24.4	66.6	14.8	41.5	—	20.7	—	24.7	—

区 分	第十年度 (平成 30 年度)	備 考
	計画値	
資金不足比率	—	平成 29 年度においては、お客様が増加したことやコスト削減に努めたことなどにより、経常損益は黒字となり、資金不足比率は計画と比べて大きく改善した。今後も資金不足比率は安定的に経営健全化基準を下回る見込みである。

## 第2 今後の公営企業の経営の方針

### 1 経営の現状と今後の見通し

地下鉄事業は、経営健全化計画の策定以降、徹底したコスト削減や全庁を挙げた増客の取組をはじめとした健全化の取組を推進してきた結果、ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の推進と相まって、平成28年度には、経営健全化計画に掲げる地下鉄1日5万人増客の目標を2年前倒しで達成するなど、計画を上回る成果を挙げ、経営状況は大きく改善した。

今後は、現在のお客様数の規模を維持することが前提ではあるが、現在の現金収支（償却前損益）の黒字の規模を維持できる見通しである。財政健全化法に定める資金不足は、この黒字額を基に算定される「解消可能資金不足額」を控除するため、資金不足比率については、安定的に経営健全化基準（20%）を下回ることができる見込みである。

しかし、未だ企業債等残高は3,629億円、累積資金不足は309億円の巨額に上るなど、依然として全国一厳しい経営状況にある。また、今後は車両・設備の更新に10年間で700億円を超える多額の費用を要することが見込まれるほか、経営健全化団体のみに認められる、一般会計からの経営健全化対策出資金の繰入れが終了することから、累積資金不足は大きく増加する見込みである。

このように、今後も引き続き厳しい経営状況が見込まれることから、健全な経営の確保に向けた取組を継続していくことが必要である。

### 2 健全な経営の確保に向けた取組

地下鉄事業を将来にわたり安定的に運営していくことができるよう、経営健全化計画の後継となる経営計画として、平成31年度から10年を期間とする市バス・地下鉄事業の新たな経営ビジョンを、平成30年度中に策定することとしている。

この経営ビジョンにおいては、今後の累積資金不足の増加を可能な限り抑制し、企業債等残高と累積資金不足を合わせた有利子負債残高の着実な削減を目指すことを基本的な方針として検討している。

このため、地下鉄1日5万人増客の目標を実現してきたこれまでの取組成果を踏まえ、平成29年度に設立した「チーム『電車・バスに乗るっ』」に参画する沿線の商業、文化施設等の民間事業者と連携し、地下鉄・市バスを含めた公共交通全体の利用を促進することや、値下げした「地下鉄・バス1日券」の利用促進をはじめ、より多くの方にバスと地下鉄を組み合わせ御利用いただけるよう取り組むなど、更なる増客により収入増加を図ることを柱として、中長期的な安定経営に向けた今後の方針や取組、財政収支計画を取りまとめていく予定である。

今後の経営環境や、市民や御利用者の皆様からの御意見などを十分に踏まえながら、平成30年度中に新たな経営ビジョンを策定し、これに基づき、健全な経営の確保に向けて取り組んでいく。

【参考】「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（抄）

（経営健全化計画）

第23条 地方公共団体は、公営企業の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画を定めなければならない。

（財政の早期健全化等が完了した団体の報告等）

第27条 財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した地方公共団体の長は、財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した年度の翌年度の9月30日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況及び財政の早期健全化が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類（以下この項において「財政健全化計画完了報告書」という。）を添えて、財政の早期健全化が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政健全化計画完了報告書を公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあつては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に、当該財政健全化計画完了報告書を添えて財政の早期健全化が完了した旨を報告しなければならない。

2～5 （略）

6 第1項から第3項までの規定は、経営健全化計画について準用する。この場合において、第1項中「財政の早期健全化」とあるのは「公営企業の経営の健全化」と、「地方公共団体の財政の運営」とあるのは「公営企業の経営」と、「財政健全化計画完了報告書」とあるのは「経営健全化計画完了報告書」と読み替えるものとする。